

六 森林病害虫等防除法(昭和25年法律第53号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同法第5条第1項の規定による森林病害虫等の駆除命令								○	総合事務所長 地方農林振興局長	
	1の2 同法第5条第2項の規定による特別伐採駆除命令								○	総合事務所長 地方農林振興局長	
	1の3 同法第5条第3項の規定による補完伐採駆除の命令								○	総合事務所長 地方農林振興局長	
	2 同法第5条第4項において準用する同法第3条第5項の規定による森林病害虫等の駆除命令に係る区域等の公表								○	総合事務所長 地方農林振興局長	
	3 同法第5条第4項において準用する同法第3条第7項の規定による意見の聴取及び不服の申出に対する決定								○	総合事務所長 地方農林振興局長	
	4 同法第5条第4項において準用する同法第3条第10項の規定による命令書の内容の公告								○	総合事務所長 地方農林振興局長	
	5 同法第5条第4項において準用する同法第4条第1項の規定による森林病害虫等の駆除計画								○	総合事務所長 地方農林振興局長	
	6 略										
	7 同法第5条第4項において準用する同法第4条の2の規定による森林病害虫等の駆除等についての協力要請 (一) 県外の地方公共団体等に係るもの (二) 県内の地方公共団体等に係るもの						○			○	総合事務所長 地方農林振興局長
	8 同法第6条第1項の規定による森林病害虫等の駆除等のための立入検査及び枝条等の取去									○	総合事務所長 地方農林振興局長
8の2～8の4 略											
8の5 同法第7条の7の規定による森林組合等に対する樹種転換の促進のための助言、指導及び勧告									○	総合事務所長 地方農林振興局長	
8の6～9 略											
10 同法第11条の規定による森林病害虫防除員の設置 (一) 総合事務所又は地方農林振興局において所属の職員を任命するもの (二) (一)以外のもの									○	総合事務所長 地方農林振興局長	
七 鳥取県松伐採促進条例(平成12年鳥取県)	1 同条例第3条第2項の規定による松伐採の勧告								○	総合事務所長 地方農林振興局長	

	法定外公共用財産の用途の廃止 (一) 国有財産特別措置法(昭和27年法律第219号)第5条第1項第5号に規定する用途の廃止に係るもの (二) 同令第6条第2項第1号及び(一)に列挙する国有財産に係るもの (三) (一)及び(二)以外のもの (1) 面積が3万平方メートルを超えるもの (2) 面積が3万平方メートルを超えないもの	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
--	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

13	同法第22条第1項及び第3項の規定による道路の占用の許可及びその内容の変更の許可									○	総合事務所長 地方県土整備局長
14	同法第22条第5項の規定による道路の占用の許可についての警察署長との協議									○	総合事務所長 地方県土整備局長
15	同法第34条の規定による道路の占用の許可についての条件の付加及び他の道路占有者等からの意見の聴取									○	総合事務所長 地方県土整備局長
16	同法第35条の規定による国の行う事業のための道路の占用についての可意									○	総合事務所長 地方県土整備局長
17及び18 略											
19	同法第38条の規定による道路の占用に関する工事の施行及びその旨の道路占有者に対する通知									○	総合事務所長 地方県土整備局長
20	同法第40条第2項の規定による原状の回復等の指示									○	総合事務所長 地方県土整備局長
21	同法第43条の2の規定による車両の積載物の落下の予防等の措置の命令									○	総合事務所長 地方県土整備局長
22~24 略											
25	同法第44条の2第1項の規定による違法放置物件の除去									○	総合事務所長 地方県土整備局長
26	同法第44条の2第2項の規定による違法放置物件の保管									○	総合事務所長 地方県土整備局長
27	同法第44条の2第3項の規定による違法放置物件の返還のための公示									○	総合事務所長 地方県土整備局長
28	同法第44条の2第4項の規定による違法放置物件の売却及び引当金の保管									○	総合事務所長 地方県土整備局長
29	同法第44条の2第5項の規定による違法放置物件の廃棄									○	総合事務所長 地方県土整備局長
30	同法第46条第1項又は第3項の規定による道路の通行の禁止又は制限									○	総合事務所長 地方県土整備局長
31	同法第47条第3項の規定による道路の通行の禁止又は制限									○	総合事務所長 地方県土整備局長
32	同法第47条の2第1項の規定による特殊な構造等の車両の通行の許可									○	総合事務所長 地方県土整備局長
33	同法第47条の3第1項の規定による車両の通行の中止等の措置の命令									○	総合事務所長 地方県土整備局長

13	同法第22条第1項及び第3項の規定による道路の占用の許可及びその内容の変更の許可										○	総合事務所の 県土整備局長 地方県土整備局長
14	同法第22条第5項の規定による道路の占用の許可についての警察署長との協議										○	総合事務所の 県土整備局長 地方県土整備局長
15	同法第34条の規定による道路の占用の許可についての条件の付加及び他の道路占有者等からの意見の聴取										○	総合事務所の 県土整備局長 地方県土整備局長
16	同法第35条の規定による国の行う事業のための道路の占用についての協議										○	総合事務所の 県土整備局長 地方県土整備局長
17及び18 略												
19	同法第38条の規定による道路の占用に関する工事の施行及びその旨の道路占有者に対する通知										○	総合事務所の 県土整備局長 地方県土整備局長
20	同法第40条第2項の規定による原状の回復等の指示										○	総合事務所の 県土整備局長 地方県土整備局長
21	同法第43条の2の規定による車両の積載物の落下の予防等の措置の命令										○	総合事務所の 県土整備局長 地方県土整備局長
22~24 略												
25	同法第44条の2第1項の規定による違法放置物件の除去										○	総合事務所の 県土整備局長 地方県土整備局長
26	同法第44条の2第2項の規定による違法放置物件の保管										○	総合事務所の 県土整備局長 地方県土整備局長
27	同法第44条の2第3項の規定による違法放置物件の返還のための公示										○	総合事務所の 県土整備局長 地方県土整備局長
28	同法第44条の2第4項の規定による違法放置物件の売却及び引当金の保管										○	総合事務所の 県土整備局長 地方県土整備局長
29	同法第44条の2第5項の規定による違法放置物件の廃棄										○	総合事務所の 県土整備局長 地方県土整備局長
30	同法第46条第1項又は第3項の規定による道路の通行の禁止又は制限										○	総合事務所の 県土整備局長 地方県土整備局長
31	同法第47条第3項の規定による道路の通行の禁止又は制限										○	総合事務所の 県土整備局長 地方県土整備局長
32	同法第47条の2第1項の規定による特殊な構造等の車両の通行の許可										○	総合事務所の 県土整備局長 地方県土整備局長
33	同法第47条の3第1項の規定による車両の通行の中止等の措置の命令										○	総合事務所の 県土整備局長 地方県土整備局長

34 略										
35	同法第47条の4の規定による道路の通行の禁止又は制限をした場合における道路標識の設置								○	総合事務所長 地方県土整備局長
36～44 略										
45	同法第48条の5第2項の規定による道路標識の設置								○	総合事務所長 地方県土整備局長
46	同法第48条の6の規定による必要な措置をすることの命令								○	総合事務所長 地方県土整備局長
47～49 略										
50	同法第48条の9第4項の規定による自転車専用道路等の通行の制限をした場合における道路標識の設置								○	総合事務所長 地方県土整備局長
51	同法第48条の10の規定による自転車専用道路等の通行制限者に対する措置の命令								○	総合事務所長 地方県土整備局長
52	同法第52条第1項の規定による市町村の分担金の徴収								○	総合事務所長 地方県土整備局長
53～58 略										
59	同法第66条第1項の規定による道路に関する調査等のための他人の土地への立入り等についての権限の命令及び委任								○	総合事務所長 地方県土整備局長
60	同法第66条第2項の規定による土地の占有者への他人の土地への立入り等の通知								○	総合事務所長 地方県土整備局長
61	同法第66条第5項の身分を示す証票の交付								○	総合事務所長 地方県土整備局長
62	同法第66条第6項の規定による土地の占有者等への他人の土地の一時使用の通知及び意見の聴取								○	総合事務所長 地方県土整備局長
63	同法第67条の2第1項の規定による車両の移動								○	総合事務所長 地方県土整備局長
64	同法第67条の2第2項の規定による警察署長の意見の聴取								○	総合事務所長 地方県土整備局長
65	同法第67条の2第3項の規定による車両の保管								○	総合事務所長 地方県土整備局長
66	同法第67条の2第4項の規定による車両を返還するために必要な事項の公示								○	総合事務所長 地方県土整備局長
67	同法第67条の2第5項の規定による車								○	総合事務所長 地方県土整備局長

34 略										
35	同法第47条の4の規定による道路の通行の禁止又は制限をした場合における道路標識の設置								○	総合事務所の 県土整備局長 地方県土整備局長
36～44 略										
45	同法第48条の5第2項の規定による道路標識の設置								○	総合事務所の 県土整備局長 地方県土整備局長
46	同法第48条の6の規定による必要な措置をすることの命令								○	総合事務所の 県土整備局長 地方県土整備局長
47～49 略										
50	同法第48条の9第4項の規定による自転車専用道路等の通行の制限をした場合における道路標識の設置								○	総合事務所の 県土整備局長 地方県土整備局長
51	同法第48条の10の規定による自転車専用道路等の通行制限者に対する措置の命令								○	総合事務所の 県土整備局長 地方県土整備局長
52	同法第52条第1項の規定による市町村の分担金の徴収								○	総合事務所の 県土整備局長 地方県土整備局長
53～58 略										
59	同法第66条第1項の規定による道路に関する調査等のための他人の土地への立入り等の権限の命令及び委任								○	総合事務所の 県土整備局長 地方県土整備局長
60	同法第66条第2項の規定による土地の占有者への他人の土地への立入り等の通知								○	総合事務所の 県土整備局長 地方県土整備局長
61	同法第66条第5項の身分を示す証票の交付								○	総合事務所の 県土整備局長 地方県土整備局長
62	同法第66条第6項の規定による土地の占有者等への他人の土地の一時使用の通知及び意見の聴取								○	総合事務所の 県土整備局長 地方県土整備局長
63	同法第67条の2第1項の規定による車両の移動								○	総合事務所の 県土整備局長 地方県土整備局長
64	同法第67条の2第2項の規定による警察署長の意見の聴取								○	総合事務所の 県土整備局長 地方県土整備局長
65	同法第67条の2第3項の規定による車両の保管								○	総合事務所の 県土整備局長 地方県土整備局長
66	同法第67条の2第4項の規定による車両を返還するために必要な事項の公示								○	総合事務所の 県土整備局長 地方県土整備局長
67	同法第67条の2第5項の規定による車								○	総合事務所の 県土整備局長

	両の移動																	地方県土整備局長
	68 同法第88条の規定による非常災害等における土地の一時使用等																	総合事務所長 地方県土整備局長
	69～71 略																	
	72 同法第71条第1項及び第2項の規定による許可又は承認の取消し、効力の停止等																	総合事務所長 地方県土整備局長
	(一) 11の(一)により承認又は許可したものに係るもの																	総合事務所長 地方県土整備局長
	(二) 13により許可したものに係るもの																	総合事務所長 地方県土整備局長
	(三) (一)及び(二)以外のもの																	地方県土整備局長
	73 略																	
	73の2 同法第71条第4項の規定による道路監理員の任免																	総合事務所長 地方県土整備局長
	(一) 総合事務所又は地方県土整備局において所属する職員を任免するもの																	総合事務所長 地方県土整備局長
	(二) (一)以外のもの																	地方県土整備局長
	74～79 略																	
	80 同法第65条の2第1項及び第2項の規定による公安委員会の意見の聴取及び公安委員会との協議																	総合事務所長 地方県土整備局長
	(一) 同法第65条の2第1項に係るもの																	地方県土整備局長 日野総合事務所長 地方県土整備局長
	(二) 同法第65条の2第2項に係るもの																	地方県土整備局長
	二 車両制限																	
	1～3 略																	
	4 同令第7条第1項及び第2項の規定による車両の総重量等の積載の決定																	総合事務所長 地方県土整備局長
	5 同令第10条の規定による車両の通行方法の決定																	総合事務所長 地方県土整備局長
	6及び7 略																	
	8 同令第12条の規定による特殊車両の通行の認定																	総合事務所長 地方県土整備局長
	三 略																	
	四 鳥取県道路占用料徴収条例(昭和28年鳥取県条例第48号)に基づく知事の権限に属する事務																	総合事務所長 地方県土整備局長
	同条例第3条の規定による占用料の減免																	総合事務所長 地方県土整備局長

五 電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成7年法律第39号)に基づく知事の特権に属する事務	1及び2 略											
	3	同法第4条第1項(同法第8条第3項において準用する場合を含む。)の規定による電線共同溝の占用許可申請の受理								○	総合事務所長 地方県土整備局長	
	4	同法第4条第2項(同法第8条第3項において準用する場合を含む。)の規定による電線共同溝の占用許可申請の勧告								○	総合事務所長 地方県土整備局長	
	5	同法第4条第3項(同法第8条第3項において準用する場合を含む。)の規定による国の電線共同溝の占用に係る協議								○	総合事務所長 地方県土整備局長	
	6	同法第4条第4項(同法第8条第3項において準用する場合を含む。)の規定による電線共同溝の占用許可申請の却下								○	総合事務所長 地方県土整備局長	
	7 略											
	8	同法第6条第2項(同法第8条第3項において準用する場合を含む。)の規定による電線共同溝の占用予定者の地位の承継の届出の受理									○	総合事務所長 地方県土整備局長
	9及び10 略											
	11	同法第10条の規定による占用予定者に対する電線共同溝の占用の許可									○	総合事務所長 地方県土整備局長
	12	同法第11条第1項の規定による占用予定者であった者以外の者による電線共同溝の占用の許可									○	総合事務所長 地方県土整備局長
13	同法第12条第1項の規定による電線共同溝の占用に係る変更の許可									○	総合事務所長 地方県土整備局長	
14 略												
15	同法第14条第2項の規定による電線共同溝の占用許可に基づく地位の承継の届出の受理									○	総合事務所長 地方県土整備局長	
16	同法第15条第1項の規定による電線共同溝の占用許可に基づく権利の譲渡の承認									○	総合事務所長 地方県土整備局長	
17	同法第16条第2項の規定による必要な措置を講ずべきことの命令									○	総合事務所長 地方県土整備局長	
18	同法第17条第1項の規定による必要な措置を講ずべきことの命令									○	総合事務所長 地方県土整備局長	
19及び20 略												
21	同法第20条第2項の規定による原状回復のための必要な									○	総合事務所長 地方県土整備局長	

五 電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成7年法律第39号)に基づく知事の特権に属する事務	1及び2 略												
	3	同法第4条第1項(同法第8条第3項において準用する場合を含む。)の規定による電線共同溝の占用許可申請の受理									○	総合事務所長 県土整備局長 地方県土整備局長	
	4	同法第4条第2項(同法第8条第3項において準用する場合を含む。)の規定による電線共同溝の占用許可申請の勧告									○	総合事務所長 県土整備局長 地方県土整備局長	
	5	同法第4条第3項(同法第8条第3項において準用する場合を含む。)の規定による国の電線共同溝の占用に係る協議									○	総合事務所長 県土整備局長 地方県土整備局長	
	6	同法第4条第4項(同法第8条第3項において準用する場合を含む。)の規定による電線共同溝の占用許可申請の却下									○	総合事務所長 県土整備局長 地方県土整備局長	
	7 略												
	8	同法第6条第2項(同法第8条第3項において準用する場合を含む。)の規定による電線共同溝の占用予定者の地位の承継の届出の受理										○	総合事務所長 県土整備局長 地方県土整備局長
	9及び10 略												
	11	同法第10条の規定による占用予定者に対する電線共同溝の占用の許可										○	総合事務所長 県土整備局長 地方県土整備局長
	12	同法第11条第1項の規定による占用予定者であった者以外の者による電線共同溝の占用の許可										○	総合事務所長 県土整備局長 地方県土整備局長
13	同法第12条第1項の規定による電線共同溝の占用に係る変更の許可										○	総合事務所長 県土整備局長 地方県土整備局長	
14 略													
15	同法第14条第2項の規定による電線共同溝の占用許可に基づく地位の承継の届出の受理										○	総合事務所長 県土整備局長 地方県土整備局長	
16	同法第15条第1項の規定による電線共同溝の占用許可に基づく権利の譲渡の承認										○	総合事務所長 県土整備局長 地方県土整備局長	
17	同法第16条第2項の規定による必要な措置を講ずべきことの命令										○	総合事務所長 県土整備局長 地方県土整備局長	
18	同法第17条第1項の規定による必要な措置を講ずべきことの命令										○	総合事務所長 県土整備局長 地方県土整備局長	
19及び20 略													
21	同法第20条の規定による原状回復のための必要な指示										○	総合事務所長 県土整備局長 地方県土整備局長	

指示												局長	
	22 同法第26条の規定による許可又は承認の取消し等											○	総合事務所長 地方県土整備局長
六 道路交通法（昭和25年法律第105号）に基づく知事の権限に属する事務	1 同法第78条第2項後段の規定による道路の使用の許可申請書の送付											○	総合事務所長 地方県土整備局長
	2 同法第79条の規定による道路の使用の許可についての所轄警察署長との協議											○	総合事務所長 地方県土整備局長
	3 同法第110条の2第3項の規定による公安委員会が行う交通の規制についての意見の申出											○	総合事務所長 地方県土整備局長
七 略													
八 土地改良法に基づく知事の権限に属する事務（広域農道整備事業及び農林漁業用専出税限自身管農道整備事業に係るものに限る、市町村長に委任したものを除く。）	1及び2 略												
	3 同法第8条第2項（同法第8条第9項、第87条第2項、第95条第3項及び第96条の2第5項において準用する場合を含む。）の規定による専門技術者の委嘱											○	総合事務所長 地方県土整備局長
	4及び5 略												
	6 同法第9条第1項（同法第9条の4において準用する場合を含む。）の規定による応急工事計画の認可											○	総合事務所長 地方県土整備局長
	7～14 略												
	15 同法第7条の3第1項の規定による土地改良事業計画の変更又は廃止に係る公告及び可意の取得											○	総合事務所長 地方県土整備局長
	16 同法第7条の3第4項の規定による土地改良事業計画の変更又は廃止に係る公告をする前の協議											○	総合事務所長 地方県土整備局長
	17 同法第7条の3第6項において準用する同法第5条第6項の規定による国有地等の編入の承認の申請											○	総合事務所長 地方県土整備局長
	18及び19 略												
	20 同法第14条の規定による県営土地改良事業に係る土地の分割又は合併の手續											○	総合事務所長 地方県土整備局長
九 土地改良登記令（昭和26年政令第146号）に基づく知事の権限に属する事務（広域農道整備事業及	1 同令第2条の規定による県営土地改良事業の施行に係る地域内の土地及び建物についての登記の嘱託											○	総合事務所長 地方県土整備局長
	2 同令第33条の2の規定による県営土地											○	総合事務所長 地方県土整備局長
	22 同法第26条の規定による許可又は承認の取消し等 （一）11から13までの許可に係るもの （二）16の承認に係るもの											○ ○	総合事務所長 地方県土整備局長 総合事務所の 県土整備局長 地方県土整備局長
六 道路交通法（昭和25年法律第105号）に基づく知事の権限に属する事務	1 同法第78条第2項後段の規定による道路の使用の許可申請書の送付											○	総合事務所の 県土整備局長 地方県土整備局長
	2 同法第79条の規定による道路の使用の許可についての所轄警察署長との協議											○	総合事務所の 県土整備局長 地方県土整備局長
	3 同法第110条の2第3項の規定による公安委員会が行う交通の規制についての意見の申出											○	総合事務所の 県土整備局長 地方県土整備局長
七 略													
八 土地改良法に基づく知事の権限に属する事務（広域農道整備事業及び農林漁業用専出税限自身管農道整備事業に係るものに限る、市町村長に委任したものを除く。）	1及び2 略												
	3 同法第8条第2項（同法第8条第9項、第87条第2項、第95条第3項及び第96条の2第5項において準用する場合を含む。）の規定による専門技術者の委嘱											○	総合事務所の 県土整備局長 地方県土整備局長
	4及び5 略												
	6 同法第9条第1項（同法第9条の4において準用する場合を含む。）の規定による応急工事計画の認可											○	総合事務所の 県土整備局長 地方県土整備局長
	7～14 略												
	15 同法第7条の3第1項の規定による土地改良事業計画の変更又は廃止に係る公告及び可意の取得											○	総合事務所の 県土整備局長 地方県土整備局長
	16 同法第7条の3第4項の規定による土地改良事業計画の変更又は廃止に係る公告をする前の協議											○	総合事務所の 県土整備局長 地方県土整備局長
	17 同法第7条の3第6項において準用する同法第5条第6項の規定による国有地等の編入の承認の申請											○	総合事務所の 県土整備局長 地方県土整備局長
	18及び19 略												
	20 同法第14条の規定による県営土地改良事業に係る土地の分割又は合併の手續											○	総合事務所の 県土整備局長 地方県土整備局長
九 土地改良登記令（昭和26年政令第146号）に基づく知事の権限に属する事務（広域農道整備事業及	1 同令第2条の規定による県営土地改良事業の施行に係る地域内の土地及び建物についての登記の嘱託											○	総合事務所の 県土整備局長 地方県土整備局長
	2 同令第33条の2の規定による県営土地											○	総合事務所の 県土整備局長

	<p>び農林漁業用事業用財産の登記の届出</p> <p>改良事業の施行に係る地域内の土地の表示の変更の登記の届出</p>																	地方県土整備局長
	<p>3 同令第33条の3の規定による県営土地改良事業の施行に係る地域内において農用地の保全又は利用上必要な施設の敷地を取得した場合における所有権移転の登記の届出</p>																	総合事務所長 地方県土整備局長
十	その他の事務	<p>1 県営土地改良事業（区域農道整備事業及び農林漁業用財産油桐畑原身替農道整備事業に係るものに限る。以下この項において同じ。）を施行するために必要な土地若しくは建物、立木その他土地に定着する物件の取得、所有権以外の土地に関する権利の取得、使用若しくは消滅又は損失の補償に係る契約の締結</p>																総合事務所長 地方県土整備局長
	2 略																	
	3 県営土地改良事業に係る施設等の譲与に伴う登記の届出及び届出の承諾																	総合事務所長 地方県土整備局長
	4 県営土地改良事業に係る交付金・負担金の調定																	総合事務所長 地方県土整備局長
	5 県営土地改良事業により造成された財産に係る追加政策等の承認																	総合事務所長 地方県土整備局長
	6 県営土地改良事業に係る行政財産の使用許可及び行政財産の使用料の減免 (一) 重要なもの (二) 軽易なもの																	総合事務所長 地方県土整備局長
	7 道警察視員の身分証明書の交付																	総合事務所長 地方県土整備局長
都市計画課	<p>一 都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく知事の権限に属する事務（市町村長に委任したものを除く。）</p>	1～15 略																
	<p>16 同法第30条第1項の規定による都市計画区域又は準都市計画区域内における開発行為の許可</p> <p>(一) その規模が10ヘクタール以上のものに係るもの (二) その規模が5ヘクタール以上10ヘクタール未満のものに係るもの (三) その規模が5ヘクタール未満のものに係るもの (1) 市街化区域、区域区分が定められていない都市計画区域又は準都市計画区域において行</p>																	総合事務所長 地方県土整備局長
	<p>び農林漁業用事業用財産の登記の届出</p> <p>改良事業の施行に係る地域内の土地の表示の変更の登記の届出</p>																	地方県土整備局長
	<p>3 同令第33条の3の規定による県営土地改良事業の施行に係る地域内において農用地の保全又は利用上必要な施設の敷地を取得した場合における所有権移転の登記の届出</p>																	総合事務所長 地方県土整備局長
十	その他の事務	<p>1 県営土地改良事業（区域農道整備事業及び農林漁業用財産油桐畑原身替農道整備事業に係るものに限る。以下この項において同じ。）を施行するために必要な土地若しくは建物、立木その他土地に定着する物件の取得、所有権以外の土地に関する権利の取得、使用若しくは消滅又は損失の補償に係る契約の締結</p>																総合事務所長 地方県土整備局長
	2 略																	
	3 県営土地改良事業に係る施設等の譲与に伴う登記の届出及び届出の承諾																	総合事務所長 地方県土整備局長
	4 県営土地改良事業に係る交付金・負担金の調定																	総合事務所長 地方県土整備局長
	5 県営土地改良事業により造成された財産に係る追加政策等の承認																	総合事務所長 地方県土整備局長
	6 県営土地改良事業に係る行政財産の使用許可及び行政財産の使用料の減免 (一) 重要なもの (二) 軽易なもの																	総合事務所長 地方県土整備局長
	7 道警察視員の身分証明書の交付																	総合事務所長 地方県土整備局長
都市計画課	<p>一 都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく知事の権限に属する事務（市町村長に委任したものを除く。）</p>	1～15 略																
	<p>16 同法第30条第1項の規定による都市計画区域又は準都市計画区域内における開発行為の許可のうち次に掲げるもの (一) その規模が10ヘクタール以上のものに係るもの (二) その規模が5ヘクタール以上10ヘクタール未満のものに係るもの (三) その規模が5ヘクタール未満のものに係るもの (1) 市街化区域、区域区分が定められていない都市計画区域又は準都市計画区域において行</p>																	総合事務所長 地方県土整備局長

	<p>うものに係るもの (2) 市街化調整区域において行うものに係るもの イ 同法第34条第9号に該当する開発行為でその規模が5,000平方メートル未満のもの ロ 総合事務所の所管区域外における同法第34条第10号ロに該当する開発行為 ハ 総合事務所の管内の区域外におけるイ以外の開発行為 ニ イ、ロ及びハ以外のもの</p>	○	○	○	○	<p>総合事務所長 地方県土整備局長</p>								○	<p>総合事務所の県土整備局長 地方県土整備局長</p>
<p>16の2 同法第23条第2項の規定による都市計画区域及び準都市計画区域外の区域内における開発行為の許可 (一) その規模が10ヘクタール以上のものに係るもの (二) その規模が5ヘクタール以上10ヘクタール未満のものに係るもの (三) その規模が5ヘクタール未満のものに係るもの</p>	○	○	○	○	○	<p>総合事務所長 地方県土整備局長</p>								○	<p>総合事務所の県土整備局長 地方県土整備局長</p>
<p>17 同法第32条の規定による開発行為の同意(国有土地に係るものに限る。)</p>					○	<p>総合事務所長 地方県土整備局長</p>								○	<p>総合事務所の県土整備局長 地方県土整備局長</p>
<p>17の2 同法第35条の2第1項の規定による開発行為の変更の許可 (一) 16の(一)、(二)若しくは(三)の(2)のロ又は16の2の(一)若しくは(二)の許可に係るもの (二) 16の(三)の(1)若しくは(2)のイ若しくはハ又は16の2の(三)の許可に係るもの (三) 16の(三)の(2)のニの許可に係るもの</p>	○	○	○	○	○	<p>総合事務所長 地方県土整備局長</p>								○	<p>総合事務所の県土整備局長 地方県土整備局長</p>
<p>17の3 同法第35条の2第3項の規定による開発行為の軽微な変更の届出の受理 (一) 16の(一)、(二)若しくは(三)の(2)のロ若しくはハ又は16の2の(一)若しくは(二)の許可に係るもの (二) 16の(三)の(1)若しくは(2)のイ若しくはハ又は16の2の(三)の許可に係るもの</p>	○	○	○	○	○	<p>総合事務所長 地方県土整備局長</p>								○	<p>総合事務所の県土整備局長 地方県土整備局長</p>
<p>17の4 同法第36条第1項の規定による開発行為に関する工事</p>					○	<p>総合事務所長 地方県土整備局長</p>								○	<p>総合事務所の県土整備局長 地方県土整備局長</p>
	<p>うものに係るもの (2) 市街化調整区域において行うものに係るもの イ 同法第34条第9号に該当する開発行為でその規模が5,000平方メートル未満のもの ロ 同法第34条第10号ロに該当する開発行為でその規模が1ヘクタール未満のもの ハ イ及びロ以外のもの</p>	○	○	○	○	<p>総合事務所長 地方県土整備局長</p>								○	<p>総合事務所の県土整備局長 地方県土整備局長</p>

<p>許可に係るもの (三) 16の(三)の (2)の二の許可に 係るもの</p>	○																						
<p>22の2 同法第12条第 2項の規定による開 発許可を受けた土地 における建築等に係 る国の機関との協議 (一) 16の(一)、 (二)若しくは(三) の(2)のロ又は16 の2の(一)若しく は(二)の許可に係 るもの (三) 16の(三)の (1)若しくは(2) のイ若しくはハ 又は16の2の(二) の許可に係るもの (三) 16の(三)の (2)の二の許可に 係るもの</p>	○					○	総合事務所 地方県土整備 局長																
<p>23 同法第13条第1項 の規定による開発許 可を受けた土地以外 の土地における建築 等の許可 (一) 総合事務所 の所管区域におけ る都市計画法施行 令(昭和44年政令 第158号)第36条 第1項第3号イに 該当するものに係 るもの (二) 都市計画法施 行令第36条第1項 第3号ニに該当す るものに係るもの (三) 総合事務所 の所管区域におけ る都市計画法施行 令第36条第1項第 3号ホに該当する ものに係るもの (四) 総合事務所 の所管区域におけ る都市計画法施行 令第36条第1項第 3号イ又はホに該 当するものに係る もの</p>	○	○				○	総合事務所 地方県土整備 局長	○	総合事務所 局長											○	総合事務所 県土整備局長 地方県土整備 局長		
<p>24 同法第15条の規定 による開発許可に基 づく地位の承継の承 認 (一) 16の(一)、 (二)若しくは(三) の(2)のロ若しく は二又は16の2の (一)若しくは(二) の許可に係るもの (二) 16の(二)の (1)若しくは(2) のイ若しくはハ又 は16の2の(三)の 許可に係るもの</p>	○					○	総合事務所 地方県土整備 局長									○					○	総合事務所 県土整備局長 地方県土整備 局長	
<p>25 同法第16条の規定 による開発競争等の 調整及び規管 (一) 16の(一)、 (二)若しくは(三) の(2)のロ若しく は二又は16の2の (一)若しくは(二) の許可に係るもの (二) 16の(三)の (1)若しくは(2) のイ若しくはハ又 は16の2の(三)の 許可に係るもの</p>				○		○	総合事務所 地方県土整備 局長													○	総合事務所 県土整備局長 地方県土整備 局長		
25の2 同法第17条第																							
22の2 同法第12条第 2項の規定による開 発許可を受けた土地 における建築等に係 る国の機関との協議	○																						
23 同法第13条第1項 の規定による開発許 可を受けた土地以外 の土地における建築 等の許可 (一) 都市計画法施 行令(昭和44年政 令第158号)第36 条第1項第3号イ に該当するものに 係るもの (二) 都市計画法施 行令第36条第1項 第3号ニに該当す るものに係るもの (三) 都市計画法施 行令第36条第1項 第3号ホに該当す るものに係るもの	○																						
24 同法第15条の規定 による開発許可に基 づく地位の承継の承 認 (一) 16の(一)、 (二)若しくは(三) の(2)のロ若しく はハ又は16の2の 許可に係るもの (二) 16の(二)の (1)又は(2)のイ の許可に係るもの	○																						
25 同法第16条の規定 による開発競争等の 調整及び規管 (一) 16の(一)、 (二)若しくは(三) の(2)のロ若しく はハ又は16の2の 許可に係るもの (二) 16の(三)の (1)又は(2)のイ の許可に係るもの																							
25の2 同法第17条第																							

50 略											
51	同法第8条第2項の規定による買い取るべき土地の価額の協議								○	中務総合事務所 所長 西務総合事務所 所長 地方県土整備局長	
52	同法第80条第1項の規定による報告及び資料の提出の要求並びに必要な動告及び助言 (一) 16の(一)、 (二)若しくは(三)の(2)のロ、16の2の(一)若しくは(二)、21の(一)、22の(一)、23の(四)、30の(一)、33、44又は45の許可等に係るもの (二) 13、16の(三)の(2)のニ、22の(三)、23の(一)、25の(一)又は37の許可等に係るもの (三) 16の(三)の(1)若しくは(2)のイ若しくはハ、16の2の(三)、18、20、21の(二)、22の(二)、23の(二)若しくは(四)、24の(二)、25の(二)、25の2の(一)、26、30の(二)又は46の許可等に係るもの	○						○	○	総合事務所 所長 地方県土整備局長	
53	同法第81条第1項及び第2項の規定による許可等の取消し、変更等の監督処分 (一) 16の(一)、 (二)若しくは(三)の(2)のロ、16の2の(一)若しくは(二)、21の(一)、22の(一)、23の(四)、30の(一)、33、44又は45の許可等に係るもの (二) 13、16の(三)の(2)のニ、23の(一)、25の(一)又は37の許可等に係るもの (三) 16の(三)の(1)若しくは(2)のイ若しくはハ、16の2の(三)、18、20、21の(二)、22の(二)、23の(二)若しくは(四)、24の(二)、25の(二)、25の2の(一)、26、30の(二)又は46の許可等に係るもの	○						○	○	総合事務所 所長 地方県土整備局長	
54	同法第82条第1項の規定による立入検査 (一) 53の(一)の監督処分を行うためのもの (二) 53の(二)の監督処分を行うためのもの (三) 53の(三)の監督処分を行うためのもの	○							○	総合事務所 所長 地方県土整備局長	
50 略											
51	同法第8条第2項の規定による買い取るべき土地の価額の協議								○	中務総合事務所 所長 西務総合事務所 所長 地方県土整備局長	
52	同法第80条第1項の規定による報告及び資料の提出の要求並びに必要な動告及び助言 (一) 16の(一)、 (二)若しくは(三)の(2)のロ、16の2、21、22、23の(三)、30の(一)、33、44又は45の許可等に係るもの (二) 13、16の(三)の(2)のハ、23の(一)、25の(一)又は37の許可等に係るもの (三) 16の(三)の(1)若しくは(2)のイ、18、20、23の(二)、24、25の(二)、26、30の(二)又は46の許可等に係るもの		○						○	○	総合事務所 の 県土整備局長 地方県土整備局長
53	同法第81条第1項及び第2項の規定による許可等の取消し、変更等の監督処分 (一) 16の(一)、 (二)若しくは(三)の(2)のロ、16の2、21、22、23の(三)、30の(一)、33、44又は45の許可等に係るもの (二) 13、16の(三)の(2)のハ、23の(一)、25の(一)又は37の許可等に係るもの (三) 16の(三)の(1)若しくは(2)のイ、18、20、23の(二)、24、25の(二)、26、30の(二)又は46の許可等に係るもの		○						○	○	総合事務所 の 県土整備局長 地方県土整備局長
54	同法第82条第1項の規定による立入検査 (一) 53の(一)の監督処分を行うためのもの (二) 53の(二)の監督処分を行うためのもの (三) 53の(三)の監督処分を行うためのもの		○						○	○	総合事務所 の 県土整備局長 地方県土整備局長